

令和6年 第6回

南会津町農業委員会総会議事録  
(公開用)

期 日 令和6年6月18日(火)

会 場 南会津町伊南会館

南会津町農業委員会事務局

## 南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年6月18日(火) 午後1時30分
- 2 開催場所 南会津町伊南会館
- 3 出席した委員

### 農業委員 9名

1 番	星 隆一	3 番	平野 恒二	4 番	馬場 崇裕
6 番	湯田 義三	7 番	星 洋一	8 番	酒井 圭
9 番	渡部 一男	10 番	湯田 孝義	11 番	室井 文一

### 農地利用最適化推進委員 3名

田島第7	野中 勉	田島第10	渡部 和幸	館岩第2	芳賀 久
------	------	-------	-------	------	------

- 4 出席した事務局職員

事務局長	星 貴夫	農地振興管理係長	芳賀 隆徳	職員	木村美沙季
------	------	----------	-------	----	-------

- 5 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 現況確認証明申請について
- 日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画決定について
- 日程第8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

## 6 会議の概要

事務局長が開会を告げ会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会  
会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議長 それでは、只今から議事に入ります。  
日程第1「欠席委員の報告」についてであります。会議規則第4条  
の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、2番、芳賀美紀  
委員、5番、湯田重行委員であります。

本日の出席委員は9名ですので、農業委員会等に関する法律第27条  
第3項の規定による過半数に達しております。また、会議規則第10条の  
規定により農地利用最適化推進委員に出席を求めたところ、3名に出席  
をしていただいております。

議長 日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則  
第20条第2項の規定により、6番、湯田義三委員、7番、星洋一委員を  
指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いい  
たします。

議長 日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。  
事務局からご報告をお願いします。

事務局 (事務局長 報告)

議長 只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質疑等がございましたら  
お願いいたします。ありませんか。

議長 (「ありません。」の声あり)  
ありがとうございます。  
質問がないようですので、会務報告を終わります。

議長 日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」  
を議題といたします。  
事件番号1について、地区担当調査員の田島第10区、渡部和幸推進委  
員から調査結果の説明をお願いします。

田島10 (渡部和幸)農地法第3条の規定による申請についてご説明いたします。  
譲渡人、●●●●さん、◆歳。譲受人は息子の○○○○さん、◇歳。会  
社員でございます。6月15日に自宅に訪問して調査いたしました。許可  
を受けようとする土地の表示ですが、\*\*字\*\*\*\*番\*、畑、\*\*  
字\*\*\*\*番\*、畑。これは所有権の移転であります。●●●●さん  
より、息子さんへの無償譲渡となりますので、何ら問題はないのかなと  
思います。農地法第3条の許可条件の適合性ですが、4つの条件は全て  
クリアしておりますので、許可が相当かどうかご審議の方よろしくお願  
いいたします。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご  
異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしま  
した。

議 長 次に、事件番号2を議題といたします。  
地区担当調査員の舘岩第2区、芳賀久推進委員から調査結果の説明を  
お願いします。

舘岩2 (芳賀久) 農地法第3条の規定による申請についてであります。譲渡人、  
●●●●さん、\*\*\*\*\*番地。譲受人、○○○○○さん、\*\*\*\*\*  
番地。許可を受けようとする土地の表示ですが、所在地、\*\*\*\*\*番、  
畑、□㎡でございます。所有権の移転です。6月2日に直接お会いしま  
して調査いたしました。まず申請理由ですが、譲受人は、相手方の要望  
により無償で譲渡し所有権の移転を行い、譲受人は譲り受け経営規模の  
拡大を行うものであります。農地法第3条の許可の要件についてですが、  
1点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、  
申請書の内容を聞き取りましたところ、本人は150日、夫250日となっ  
ており、目安としている年間150日の農作業常時従事要件に問題はあり  
ませんでした。2点目、地域との調和要件でございますが、同地区内には  
集落営農などの組織や他農業者の集積、農地の分断など、他の農地の  
利用に影響を与えることはございません。3点目、農地の全てを効率的  
に耕作する全部効率要件につきましては、トラクター、耕運機、田植え  
機、コンバイン、乾燥機の大型機具を保有しており当該申請農地を含め、  
全ての農地を効率的に耕作管理することに問題はないと思われま  
す。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありま  
せんので問題ありません。以上、調査の結果、許可が相当であると判断  
されますので審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定すること

議 長 | にご異議ございませんか。

議 長 | (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第1号の審議を終了します。

議 長 | 続きまして、日程第5「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事件番号1について、地区担当調査員の田島第7区、野中勉推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田 島 7 | (野中勉) それでは、農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。番号1番。まず、譲渡人ですが、●●●●さん、\*\*\*\*  
\*\*に在住でございます。6月12日に電話で調査いたしました。譲受人、○○○○○○○○○○の○○○○さんに直接お会いして調査をいたしました。これは6月11日です。土地の所在については、\*\*\*字\*\*\*番\*、地目は田んぼ、現状は休耕地で□□□㎡となっております。6月10日に現地の確認を行いました。草刈をしてありまして、特に田んぼに何か置いてある、というようなことはありませんでした。申請理由ですが、公共工事に伴う工事現場事務所及び資材置場を設置するための一時転用申請ということでございます。添付資料1の10ページをご覧ください。真ん中に国道から赤い線が引いてありますが、これが工事施工箇所です。反対の方の白い建物は貯水所となっており、この水道管が老朽化しているため交換が必要ということで、その工事となっております。近くに三角印の一時転用箇所がありますが、こちらに工事現場の事務所と資材置場、という申請でございます。水道管は今1m25cmくらいの深さになっていますが、新しい物になると深さは浅くなり、65cmくらいになるとおっしゃってございました。使用期間は許可日から4ヶ月。6月20日から9月30日で申請を予定しております。立地条件についてですが、これはいわゆる農地の区分になりますので、事務局で調べていただきました。農用区域内農地の転用は原則許可することができない許可基準となっておりますが、例外的に許可しうる要件、一時転用であることから、該当する農地であるということでございます。次に一般基準の項目の調査結果について報告します。1点目、転用に必要な資金力などがあるかについてですが、用地の費用は△△円で、自己資金で賄う計画となっておりますので問題ないと思われれます。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについてですが、当該申請農地は所有権以外の権利を有する者はおりませんでしたので問題ないです。3点目、許可後、遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、計画が具体的であり遅滞なく着手されることが見込まれます。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかについてですが、問題はないと思われれます。5点目、転用面積が妥当であるかという点についてですが、一時転用面積は□□□㎡ということで、過大な面積ではな

いと思われます。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないことについてですが、こちらは休耕地となっておりますので、他に影響を及ぼすことはないと思います。以上の結果、許可が相当であると判断されますので審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議長 続きまして、日程第6「議案第3号 現況確認証明申請について」を議題といたします。  
事件番号1について、地区担当調査員の田島第6区、湯田悌一推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 資料の7ページをご覧くださいと思います。議案第3号、現況確認証明申請についてであります。事件番号1番。申請人の表示につきましては、●●●●さん。\*\*\*の方になります。証明を受けようとする土地の表示につきましては、\*\*字\*\*\*\*番\*。地目は、登記は畑、現況は原野となっております。面積が□□㎡。利用現況といたしましても原野となっております。非農地の理由といたしまして、平成14年11月25日に、一度、旧田島町農業委員会において非農地判断がなされており、その時点で既に20年以上農地でなかったことが認定されている状況となっております。年月日については不詳ですが、昭和の時代から非農地となっていると思われ、現在も継続して非農地の状態となっていると。今回の現況確認証明により土地地目変更登記申請を行うというような中身となっております。資料の2をご覧くださいまして、1番最後のページを見ていただきますと、\*\*の◆◆◆◆◆の看板が立っている丁度脇となっております。2ページ目に地番図があるのですが、真ん中辺りに位置しているカーブの曲がり角の一部となっております。写真でも確認できる通り、今は農地として使われていない状況でございます。次に現況確認証明の許可の条件について説明いたします。まず初めに、山林、原野化あるいは宅地化し、農地に復元することが著しく困難な土地であることについてであります。既に平成14年11月25日に旧田島町農業委員会において非農地証明が発行されていること

から、農地への復旧は適切ではないと思われます。2点目、農地転用許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことにつきましては、事務局で確認したところ、平成14年11月に現況確認証明申請書により非農地証明書が発行されていたことが確認できたのですが、それ以前、以後について、農地法の規定による許可や許可の条件に違反する条件で農業委員会の方から指摘をしたという経緯も見られませんでした。3点目、農用地区域内の農地ではないことにつきましては、こちらも事務局で確認したところ、申請地は農用地区域外の農地であったということで問題ないと思います。最後に、非農地化してから20年以上その状態が継続しているかという点ですが、平成14年に一度、非農地証明書が発行されており、その時点で20年以上経過しているものと判断されますので、現在も非農地化しているというようなことでございます。以上、調査いただいた結果、証明が相当であると判断されますので審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしま  
した。  
以上で、議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第7「議案第4号 農用地利用集積計画決定につい  
て」を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 (木村) 議案第4号、農用地利用集積計画決定について説明いたします。  
議案書10ページをご覧ください。利用権設定6月分の内訳になります。  
今月は新規設定のみになりまして、田65筆、□□□㎡、畑18筆、□□  
㎡。合計83筆、□□□㎡となっております。こちらは10ページから14  
ページに一覧がございます。次に、農地中間管理事業の「集積計画一括  
方式」による利用権設定について説明いたします。こちらは15ページに  
一覧がございますので、確認していただければと思います。今回の一括  
方式での設定は4件となっております。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。

議 長 本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第4号の審議を終了いたします。

議 長 日程第8「議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局 (木村) 議案第5号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について説明します。議案書17ページから20ページに一覧がございます。こちらは、中間管理事業の一括方式で利用権設定がされました、耕作者変更に伴う再転貸になります。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、意見を求められておりますので、議案書の通り、適当と認めてよいか伺うものです。なお、再転貸を受ける耕作者については、同法に係る貸付相手方に関する要件について、条件を満たしていることが確認できています。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第5号の審議を終了いたします。

議 長 総会に付議されました議事案件は、全て終了いたしました。  
次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局長 業務日程について説明)

議 長 説明が終わりました。何か質問ございませんか。

議 長

(「ありません」の声あり)

質問がないようですので、その他に入ります。

皆様の方から質問がありましたらお願いします。ございませんか。

(事務局 農地法第3条の継続審議中の案件の取り下げと許可の条件を履行したことの証明申請について報告)

(星洋一委員 ▽▽▽▽▽▽▽存続について情報提供と事務局の対応について確認)

(湯田義三委員 ▽▽▽▽▽▽▽利用権設定の期間について確認)

(湯田孝義職務代理者 地域計画策定に伴う農政係との連携状況と今後の予定について確認)

議 長

他に質問ございませんか。

無いようなので代理の方から閉会の言葉をお願いします。

職務代理

足元が悪い中、集まっていたいただきありがとうございました。これを持ちまして終了といたします。ありがとうございました。

閉会 午後 2時21分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

6 番

7 番